

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令の一部を改正する政令案要綱

第一 第一種特定化学物質として、塩素数が二であるポリ塩化ナフタレン及びペンタクロロフェノール又はその塩若しくはエステルを追加指定すること。
(第一条関係)

第二 第一種特定化学物質が使用されている場合に輸入することができない製品として、塩素数が二であるポリ塩化ナフタレンについて、潤滑油及び切削油等、かつ、ペンタクロロフェノール又はその塩若しくはエステルについて、木材用の防腐剤、防虫剤及びかび防止剤等を追加指定すること。

(第七条関係)

第三 この政令は、平成二十八年四月一日から施行すること。ただし、第二の規定については、同年十月一日から施行すること。